

| | | |
|--------|-------|--|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (1) | 総合相談体制 |
| 取組の方向 | ① | ワンストップ相談支援の整備 |
| 取組の方向性 | (ア) ⑫ | 相談を最初に受けた部署が必要なサービスを的確に把握して、担当部署に確實に引き継ぐ体制を整備する。 |
| 公助 | (e) | 関係機関の連携により、早期に適切な対応を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|---------------|---|---|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | 障がい者分野については、同じ方が継続的に来庁されるケースが多く、本課以外の業務であっても先に本課に相談されることが多いため、必要なサービスを的確に把握して担当部署を案内した。 | 相談を受けた職員に担当部署を的確に案内できる知識が求められる。 | 個々の職員がスキルを向上させる。 |
| | 4 実施中 (順調) | 生活困窮分野について、平成27年度から年1回関係課会議を行い、この中で出た意見を受け、生活困窮者が活用可能な制度を網羅した「生活困窮者支援のための府内連携情報」冊子を作成して全課に配布し、生活困窮者が必要な部署に案内されるように努めた。 | 生活困窮の相談件数が、27年度は68件だが、全国的な傾向から見て、実際はもっと居ると思われる。 | 府内(特に窓口を持つ部署)への制度周知をさらに図る。また、市民へは市広報及びHPの充実並びにチラシの配布で周知を行う。 |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 地域包括支援センターに、三職種(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師)を配置し、総合相談業務として、高齢者のさまざまな相談に対応し、担当部署や関係機関につながるよう相談支援を行った。 | 今後、高齢化率のさらなる上昇とともに、高齢者のニーズも高まっていくことが想定される。 | きめ細やかな対応が可能となるように、地域包括支援センター運営協議会の意見を聞きながら地域包括支援センターの複数個所設置の検討を行う。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中 (順調) | 健康増進分野について、下記事業の際、担当部署に繋ぐことが望ましい事例が発生した場合は、確実に繋いだ。 ・「こころの相談事業」…毎月1回、精神科医師及び保健師による、こころの健康に関する相談を実施。 ・「妊婦相談」…妊娠中の健康について、個別相談や栄養士による講話を実施。 ・「こんなちは赤ちゃん訪問」…赤ちゃんが生まれたすべての家庭を対象に、保健師・助産師・保育士等による個別訪問を実施。 ・「乳幼児健康相談」…保健師による、子育て、食事、母乳の個別相談を実施。 ・「子育ち相談」…心理士による、子どもの発達や子育ての個別相談を実施。 ・「すこやか相談」…保健師、栄養士及び歯科衛生士による、生活習慣病、食事、栄養及び口腔に関する相談を実施。 | こころの健康に不安を抱える人は年々増加しており、相談の充実と継続が必要である。 | 多様な相談に対応するため、現在居る保健師などの専門職を増加配置する必要がある。 |
| | 4 実施中 (順調) | 子育て応援分野について、下記事業の際、担当部署に繋ぐことが望ましい事例が発生した場合は、確実に繋いだ。 ・「家庭児童相談事業」…家庭児童相談室において、家庭児童相談員により、子育てに関する不安や悩みの相談及び指導を実施。 ・「養育支援家庭訪問」…養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行うことで、その家庭の適切な養育の実施を確保。 | 育児に不安を抱える人は年々増加しており、相談の充実と継続が必要である。 | 多様な相談に対応するため、現在居る保健師などの専門職を増加配置する必要がある。 |
| 学校教育課 | 4 実施中 (順調) | 心理的情緒的要因やいじめ等により登校できない状態にある、市立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、個別相談や集団生活への適応指導、教科指導・体験学習など支援し、学校復帰のために学校、家庭と連携をとって、学校、家庭、児童生徒の関係改善を図り、学校復帰、社会的自立の支援を行った。また、府内各関係課について、学校のみでは処遇困難なケースについては、個別のケース会議を開催し、各関係機関及び府内各関係課で情報の共有を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の助言・指導のもと支援の幅を広げた。 | 復帰率の向上及び不登校の未然防止が必要である。 | 不登校対応専任教員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと更なる連携を図る。 |



| | | |
|--------|-------|---------------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (1) | 総合相談体制 |
| 取組の方向 | ① | ワンストップ相談支援の整備 |
| 取組の方向性 | (イ) ⑯ | 福祉制度の総合的な相談に対応できる体制の整備を検討・推進する。 |
| 公助 | (e) | 関係機関の連携により、早期に適切な対応を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末_までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-----|---------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 1 未着手 | <p>地域福祉計画の策定課として、福祉制度の総合的な相談に対応できる体制案の推進は実施しておらず、市全体の総合窓口の一部として協議に参加した。総合窓口は、市民課主管のもと、第二次地域福祉計画策定前の平成23年1月からサービスが実施されている。なお、平成26年度に、このサービスを拡大してよりよいサービスの提供に努めるため、受付業務の流れ、電算事務、組織機構、庁舎1階レイアウトなどの改善案を提案して、住民サービスの更なる向上を目指す総合窓口拡大プロジェクト会議が経営企画課主管のもと、関係課担当者を集めて10回開催されたが、機構改革に影響することもあり、平成27年度は開催されていない。</p> <p>(総合窓口サービスの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民課で他課の業務の一部を行う。 ・税務関係の一部の証明書を発行 ・小中学校の転校手続き ・ゴミの出し方の説明やし尿収集に関する申込み ○市民課窓口の改修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付番号札発券機と、証明書などが出来上がると番号が点灯する表示板を設置 ・数力所ある届出カウンターごとに番号呼出機を設置 ・数力所ある届出カウンターを低くして椅子に座りながらの手続きを可能にし、またプライバシー保護のための仕切り版を設置 ○正面玄関付近にフロアマネージャーを配置して申請書記入の補助、来庁目的に応じた窓口案内などを行う。 | <p>現行のハード面(施設)・ソフト面(人材)の資源状況の中で、どの様な福祉体制が可能か、また望ましいかを協議する必要がある。</p> | <p>市全体の窓口の一部として加わるのか、福祉全般に関する全ての相談を受けて関連課の連携調整を行う窓口を設けるのか、センター等の設置を行って福祉関係課を集中させるのか、または関連課の連携を強化することで対応するのか、あるいはこれらの案を段階的に進めるのか等について、関連課で協議を行う。</p> |
| | 4 実施中 (順調) | <p>地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、福祉の全般的な相談に応じ、かつ地域住民に密着した総合相談事業を充実させた。社協の主な活動は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる相談を受けて専門的な内容については他の相談窓口に繋ぐ一般相談。平成27年度相談件数は47件。 ・専門家(例:弁護士、行政書士)、専門機関(例:行政評価局)、当事者団体(例:障がい者団体)の協力を得て専門分野の相談に対応する専門相談。具体的には弁護士相談、結婚相談、暮らしの相談、障がい者相談、行政相談、あんしん相談(成年後見制度)。 | <p>相談内容によっては、専門分野であっても他機関に繋ぐ必要があるため、関係機関との連携を強化する必要がある。</p> | <p>相談内容の整理・分析を行うことで、関係機関とのネットワークづくりに繋げる。</p> |

| | | |
|--------|-----------------|---------------------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (1) | 総合相談体制 |
| 取組の方向 | ① | ワンストップ相談支援の整備 |
| 取組の方向性 | (ウ) (14) | 福祉制度に精通した専門職員(福祉コーディネーター)の配置を検討・推進する。 |
| 公助 | (e) | 関係機関の連携により、早期に適切な対応を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-------|--------------|---|---|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 1 未着手 | 地域福祉計画の策定課として、全福祉制度に精通した専門職員を配置する体制の推進を実施していない。 | 現行のハード面(施設)・ソフト面(人材)の資源状況の中で、どの様な福祉体制が可能か、また望ましいかを協議する必要がある。 | 福祉全般に関する全ての相談を最初に受ける窓口を設けて全福祉制度に精通した専門職員を配置するのか、センター等の設置を行って専門職員を集中配置するのか、または多くの関連課にその課の分野に精通した専門職員が配置され、かつ、他課の制度に案内する知識も持っていることが多いため、関連課の連携を強化することで対応するのか、あるいはこれらの案を段階的に進めるのか等について、関連課で協議を行う。 |
| | 4 実施中(順調) | 障がい者分野については、平成21年度から毎年度、社会福祉士資格を持つ障がい福祉相談員を配置をした。 | 障がい福祉分野は、対象者の一生に渡って関わるため継続的な支援体制が必要である。 | 毎年度、社会福祉士資格を持つ障がい福祉相談員の配置を行い、また、職員が変わっても継続的な支援が滞りなく行われるための引き継ぎ体制を整える。 |
| | 4 実施中(順調) | 生活保護及び生活困窮相談について、福祉全般の知識を持つ相談員を配置した。 | 相談者や被保護者のケースに合わせて必要な福祉制度を案内するため幅広い福祉知識と経験が必要であり、経験年数の長い職員の人員配置が必要である。 | 生活保護や生活困窮分野の経験がある他自治体の退職者も候補に含め、人員確保を行う。 |
| 保育児童課 | 1 未着手 | 母子・父子の自立を支援するための専門職員が必要であるが、配置していない。 | 様々なケースに対応する必要があるため、高い専門性が求められる。 | 配置に向けた予算が確保されていないこと、関係部署との協議が必要であること、組織としてのワンストップ相談窓口の位置づけが決まっていない状態での実現は困難である。 |
| 介護保険課 | 2 準備中 | 地域包括支援センターに、三職種(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師)を配置し、総合相談業務として、高齢者のさまざまな相談に対応した。また、近年、高齢者の生活課題となっており認知症や生活支援サービスについて、特化したコーディネーター機能を持った職員として、「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」の配置が、包括的支援事業の一つに法で義務付けられ、太宰府市でも配置に向けて、検討を重ねているところである。 | 地域包括支援センターに義務付けられた職員の配置(認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター)を実現していく。 | 相談対応職員として専門職員(認知症地域支援推進員等)の配置を行っていく。なお、「認知症地域支援推進員」は平成28年度に、「生活支援コーディネーター」は平成29年度に配置する予定である。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|--------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 元気づくり課 | 4実施中 (順調) | <p>健康増進分野について、下記事業を市の専門職または外部の専門職で対応し、必要に応じて関連課に繋いだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころの相談事業」…毎月1回、精神科医師及び保健師による、こころの健康に関する相談を実施。 ・「妊娠相談」…妊娠中の健康について、個別相談や栄養士による講話を実施。 ・「こんなにちは赤ちゃん訪問」…赤ちゃんが生まれたすべての家庭を対象に、保健師・助産師・保育士等による個別訪問を実施。 ・「乳幼児健康相談」…保健師による、子育て、食事、母乳の個別相談を実施。 ・「子育ち相談」…心理士による、子どもの発達や子育ての個別相談を実施。 ・「すこやか相談」…保健師、栄養士及び歯科衛生士による、生活習慣病、食事、栄養及び口腔に関する相談を実施。 | こころの健康に不安を抱える人は年々増加しており、相談の充実と継続が必要である。 | 多様な相談に対応するため、現在居る保健師などの専門職を増加配置する必要がある。 |
| | 4実施中 (順調) | <p>子育て応援分野について、下記事業を市の専門職または外部の専門職で対応し、必要に応じて関連課に繋いだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭児童相談事業」…家庭児童相談室において、家庭児童相談員により、子育てに関する不安や悩みの相談及び指導を実施。 ・「養育支援家庭訪問」：養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行うことで、その家庭の適切な養育の実施を確保。 | 育児に不安を抱える人は年々増加しており、相談の充実と継続が必要である。 | 多様な相談に対応するため、現在居る保健師などの専門職を増加配置する必要がある。 |
| 学校教育課 | 4実施中 (順調) | 学校のみでは遭遇困難なケースについては、個別のケース会議を開催し、各関係機関及び府内各関係課で情報の共有を図るが、県事業として専門職員であるスクールカウンセラーを市立中学校に1人ずつ配置、市事業として市立小学校ごとに1人を年5回派遣、市事業としてスクールソーシャルワーカーを太宰府中及び太宰府東中で1人、学業院中及び太宰府西中で1人配置したこと、専門職の助言・指導のもと支援の幅が広がった。 | 生徒の復帰率の向上及び不登校の未然防止が必要である。 | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を充実させる。なお、平成28年度にスクールソーシャルワーカーを1人増員し、学業院中及び太宰府西中で1人だったところを、それぞれに配置する。 |
| | | ● | | |

| | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (1) | 総合相談体制 |
| 取組の方向 | ① | ワンストップ相談支援の整備 |
| 取組の方向性 | (工) ⑯ | 24時間365日相談できる体制の整備を検討・推進する。 |
| 公助 | (e) | 関係機関の連携により、早期に適切な対応を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|--------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 1 未着手 | 地域福祉計画の策定課として、24時間365日相談を受け付ける体制の推進を実施していない。 | 福祉サービス事業所をすでに利用している人は事業所が内情を把握していることが多い、緊急の相談は少ない。また新規相談は、受け付け最中の他団体への問い合わせや、相談に応じた後の手続き関係を、県、市、福祉サービス事業所等の開所時間に行う必要がある。よって悩み相談等の緊急のケースが焦点になると思われる。 | 市独自で設けるのか、または、24時間365日相談を受ける機関が多く立ち上がり始めているため、この周知に努めるのかを定める必要がある。よって関連課で協議を行う。 |
| 保育児童課 | 4 実施中(順調) | 24時間365日相談できる児童相談所全国共通ダイヤルが平成27年度から開設しており、対応できない時間帯はそちらを案内した。またこのダイヤルについて市HPに掲載すると共に、チラシやパンフレットを、関係各課、公共施設及び市内教育機関に配付した。なお、警察も24時間365日対応可能のため緊急時の連絡先として案内した。 | 相談窓口をさらに周知する必要がある。 | 児童相談所全国共通ダイヤルについて、平成28年度は虐待防止強調月間時に市広報に掲載を予定している。 |
| 介護保険課 | 4 実施中(順調) | 平成24年9月より、地域包括支援センターの閉所時間帯に相談できる窓口として、高齢者夜間・休日電話相談事業「あんしんダイヤル」を開始し、高齢者本人やその家族等が抱える介護や健康の悩みについて、看護師や介護支援専門員の資格を持つ専門職が相談に対応して悩みの傾聴、助言等を行った。また、相談内容については毎月報告を受け、市民のニーズ把握に努めた。 | あんしんダイヤルの事業継続及びさらなる普及啓発を実施し、また市の福祉サービスや事業について相談員(事業委託業者)自身の知識を深めてもらい、適切にサービスの紹介や窓口の案内ができるよう、連携を深めていくことが必要である。 | 平成28年度中に相談員(事業委託業者)に対して市の事業やサービスに関する情報を資料などを活用して積極的に提供していく。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中(順調) | 閉所時間帯については他機関の相談窓口を案内しており、周知のため、市広報への掲載、相談窓口が掲載された名刺サイズカードの保健センター窓口への配架と市の行事開催時に配付を行った。 ○受付時間が長い窓口の例 ・虐待：児童相談所全国共通ダイヤル：24時間365日 ・自殺予防：ふくおか自殺予防ホットライン、福岡いのちの電話：24時間365日 ・働く人の心の健康：こころの耳：メールにて24時間受付 ・妊娠、出産、子育て、思春期：にんしんSOSふくおか：年末年始を除く9時～17時半 | 相談窓口をさらに周知する必要がある。 | 他課主催の行事の際に、名刺サイズのカード配付を依頼する。 |

| | | |
|--------|-------|---|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (1) | 総合相談体制 |
| 取組の方向 | ① | ワンストップ相談支援の整備 |
| 取組の方向性 | (才) ⑯ | 児童や高齢者、障がい者への虐待、DV等が疑われる場合は、関係機関の協力を得て対処する。 |
| 公助 | (e) | 関係機関の連携により、早期に適切な対応を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|---------------|--|---|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | 障がい者分野は、虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと本課が事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処した。 | 職員について、虐待に気付く視点に加えて、本当に虐待か否かを判断する視点が求められる。 | 職員が自身のスキルを向上させる。 |
| 保育児童課 | 4 実施中 (順調) | 児童の虐待が疑われるときは、保健、医療、福祉、教育、警察のほか地域の民生委員・児童委員と連携を図り、早期対応ができた。 | 児童への虐待を見逃すことがないよう、さらに関係機関と連携する必要がある。 | 関係機関の協力を得るとともに、平成28年度時点で、児童虐待の相談を受ける家庭児童相談室は元気づくり課所管、対応は保育児童課所管となるため、所管を1本化するなど市の組織の効率化を推進する必要がある。 |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 警察や病院、介護サービス事業所等と連携し、被虐待者の早期発見、早期対応ができる体制を整備した。相談があった場合には、ケース会議を開催し、職員間の情報共有、緊急性の判断、支援方法の検討等を行い、緊急性を判断した場合には緊急一時保護を実施した。また、高齢者のみならず、障がい者や児童への支援が同時に必要な場合には、福祉課や保育児童課等と情報共有、連携して多方面からの支援の検討を行い、また、弁護士に相談できる体制もあることから、ケースによって専門的な知識・意見が必要な場合は弁護士より助言をもらった。 | 虐待が起きる家庭には、高齢者特有の問題のみならず、虐待者の障がい等、その他の要因が起因している場合もあることから、関係課、関係機関と早期に情報共有できる体制整備が必要である。 | 虐待事案が発生した場合のみならず、滞りなく情報共有が可能となるよう関係課、各機関との連携体制の構築に努める。 |
| 人権政策課 | 4 実施中 (順調) | DV被害者の年齢や家庭状況に応じて必要な課に繋ぐなど、関係課と連携し、対応した。また、速やかな連携体制を図るために、平成27年度からDVの府内連携会議を開始した。 | 相談者が何度も同じ話をしなくて済むように、必要な支援を早い段階で的確に把握する必要がある。ただし、本人同意が無いと府内の情報共有は出来ないため慎重に行う必要がある。 | すでに開始しているDVの府内連携会議で、府内連携体制を進める。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中 (順調) | サロン、出前保育、相談、検診、訪問などで発覚した場合(特に乳幼児)は、関係課と連携を取り、対処した。 | 保健センター及び子育て支援センターは本府から離れた施設であるため、ワンストップ相談支援の体制が取りにくい。 | 市民が保健センター及び子育て支援センターに居る時に事例が発生した場合、本府から職員が来所するなど、市民を本府に行かせる必要が無い体制を考える必要がある。 |
| 学校教育課 | 4 実施中 (順調) | 心理的情緒的要因やいじめ等により登校できない状態にある、市立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、個別相談や集団生活への適応指導、教科指導、体験学習など支援し、学校復帰のために学校、家庭と連携をとって、学校、家庭、児童生徒の関係改善を図り、学校復帰、社会的自立の支援を行った。また、学校のみでは処遇困難なケースについては、個別のケース会議を開催し、各関係機関及び府内各関係課で情報の共有を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の助言・指導のもと支援の幅を広げた。 | 復帰率の向上及び不登校の未然防止が必要である。 | 不登校対応専任教員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと更なる連携を図り、復帰率の向上及び不登校の未然防止に努める。また、処遇困難なケースには、地域の民生委員・児童委員の情報や活動が重要でその役割が大きいため、連携強化に努める。 |



| | | |
|--------|-------|---|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (2) | 情報の一元化と共有の推進 |
| 取組の方向 | ① | 福祉情報の集約と発信 |
| 取組の方向性 | (ア) ⑯ | 福祉に関する情報を広く集め、わかりやすく総合的に発信できる広報のあり方を調査・研究し実現していく。 |
| 公助 | (f) | 福祉関係情報を収集、整理しわかりやすく発信する。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-------|---------------|--|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | 地域福祉計画の策定課として、福祉に関する情報だけを集めて発信している広報手段ではなく、市全体の情報の一部として情報発信した。具体的には、経営企画課主管の市ホームページに幅広い情報を記載し、また目的別に探せるように「妊娠・出産」、「高齢・介護・障がい者」、「健康・医療」といった項目があり市民が福祉情報を探しやすい作りとなっている。また、同じく経営企画課主管の太宰府市市民便利帳に幅広い情報を記載し、また目的別に探せるように「福祉」、「介護保険・国保・年金」、「健康づくり」などの項目を設けている。なお情報が行き届くように、「太宰府市市民便利帳」は毎年度改訂して、全世帯や市内事業所に配布している。 | 最新情報の発信が必要である。 | ホームページについて、新しい情報に常に更新していくという意識付けて、市民便利帳について、改訂の際に慣例的な訂正のみを行うのではなく新しい情報を追加するという意識付けを職員に促す。 |
| | 4 実施中 (順調) | 障がい者分野について、利用できる制度をまとめた冊子「ぬくもり」を作成して配付した。また制度が更新される度に確実に「ぬくもり」に反映させるため、多量の印刷を行わず、更新の度に微量を作成して古い情報が行きわたらないようにした。 | 「ぬくもり」以外の広報媒体も充実させる。 | 市広報、ホームページでの周知をさらに行う。 |
| 保育児童課 | 4 実施中 (順調) | 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの各種手当支給の手続きに関して、広報などあわせて、市ホームページにて周知を図った。 | 広報・ホームページの内容の拡充が必要である。 | 見やすさなど、分かり易い広報内容のあり方を研究していく。 |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 毎年度、在宅高齢者福祉サービスを取りまとめたすこやかガイドの見直しを行い、相談等があつた場合には適したサービスを速やかに紹介できるよう、常時介護保険課窓口、地域包括支援センターに準備した。また、行政出前講座等で地域の公民館等に出向く際はすこやかガイド、地域包括支援センターのパンフレット等を用いて、在宅高齢者福祉サービスや地域包括支援センターについて分かりやすいように説明した。 | 福祉サービスは対象者が限られるもの、広く一般的に利用していただけるものとあり、現状のすこやかガイドではそれが混在している。 地域の公民館等でも常備できるような資料が必要である。 | 福祉サービス及び事業の整理を行い、すこやかガイドの見直しを行う。 地域の公民館等でも常備できるような資料、パンフレット等の検討を行う。 |
| 人権政策課 | 4 実施中 (順調) | ・市広報及びホームページに人権相談先を掲載した。 ・人権週間といった啓発機会の度に、広く啓発を行った。例えば、「女性に対する暴力をなくす運動週間」である11月にDVに関する啓発と相談先を市広報に掲載し、「ちくし女性ホットライン」の連絡先を街頭啓発で配布した。 ・女性センタールミナスで実施している再就職支援講座等もお知らせしている。 | 人権の各分野ごとの広報媒体を充実させたい。 | 平成28年度に、男女共同参画のメインの広報媒体として男女共同参画推進センタールミナスのHPを新たに開設することが決定している。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|------------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 元気づくり課 | 4 実施中 (順調) | <p>①市広報に下記の事業を掲載した。</p> <p>○健康増進分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月:「こんにちは保健師です」(健康情報)、「ヘルシークッキング」を掲載 ・3月号:「健康カレンダー」(健康に関する事業日時の紹介)を挟んで全戸配布。 ・6月号:「健診のチラシ」を挟んで全戸配布。 ・随時:歯科休日急患診療、小児科の夜間・休日救急診療、休日在宅当番医、相談募集を掲載 <p>○子育て応援分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月:「にこにこ通信」(子育てへのアドバイス)を掲載。 ・4月号:「子育て支援カレンダー」(健康に関する事業日時の紹介)を挟んで全戸配布。 ・随時:ファミリーサポートだざいふ(子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けをしたい人が会員となりお互いを地域の中で助け合う組織)の会員登録講習会のお知らせ <p>②市HPに事業を掲載</p> <p>③毎月、子育て支援センターだよりとだざいふ子育てカレンダー(サークルや子育てに関わる団体の情報を掲載)を市内公共施設に配架</p> | 興味を持つてもらえるような紙面づくりと、アクセスし易いホームページづくりが課題である。 | より多くの市民に見てもらえるよう、他市町の紙面及びホームページの研究を行い、記事の内容の充実に努める。 |

○

| | | |
|--------|----------|---|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (2) | 情報の一元化と共有の推進 |
| 取組の方向 | ① | 福祉情報の集約と発信 |
| 取組の方向性 | (イ) (18) | 視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮した情報の伝達方法を調査・研究し実現していく。 |
| 公助 | (f) | 福祉関係情報を収集、整理しわかりやすく発信する。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-----|---------------|---|------------------------------------|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | 視覚障がい者について、ボランティア団体による市広報の音声録音等を行い、聴覚障がい者について、手話や要約筆記の派遣事業を行っている。 | 手話や要約筆記の派遣事業について、周知を図り、利用者を増加させたい。 | 派遣事業の整備を行い、市広報、ホームページ、利用できる福祉サービスが記載された本課作成の冊子「ぬくもり」で更に周知する。 |



| | | |
|--------|-------|--------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (2) | 情報の一元化と共有の推進 |
| 取組の方向 | ② | 広報活動の活性化 |
| 取組の方向性 | (ア) ⑯ | 地域で福祉制度の説明会を開催する。 |
| 公助 | (f) | 福祉関係情報を収集、整理しわかりやすく発信する。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|---------------|--|--|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 3 実施中 (遅延) | 障がい者分野について、出前講座のメニューに「障がい者福祉サービス」と「バリアを発見！」の2講座を設けて対応しているが、27年度は0件であった。 | 要請が少ない。 | 講座内容を興味を惹く内容に変更して充実させる。 |
| 保育児童課 | 3 実施中 (遅延) | 出前講座のメニューに「児童虐待防止等について」と「児童手当など諸手当の制度・その他児童福祉、母子福祉全般について」の2講座を上げて対応しているが、27年度は0件であった。 | 申込があっておらず、また対応できる職員数が不足している。 | 出前講座の周知徹底を図るとともに講座の内容拡充を図る必要がある。 |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 行政出前講座の項目の一つとして、「在宅福祉サービスと地域包括支援センターについて」を設定しており、地域から要望があった際には地域の公民館等で説明を行い、すこやかガイド、地域包括支援センターについてのパンフレット等を用いて、より分かりやすいように説明した。また民生委員や市民から個人的に問い合わせがあった際も訪問し、対応した。 | 行政出前講座以外の説明会開催の検討が必要である。また、外出できない、閉じこもりがちな高齢者等に対しても情報が行きわたるよう、説明会以外の広報方法の検討が必要である。 | 地域で定期的な説明会を開催する。 自治会役員等に対しての説明会を開催する。 民生委員については地域包括支援センターとの交流会などの既設の会議の一部として盛り込み、加えて支援者を訪問した際のパンフレット配付などを依頼する。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中 (順調) | 行政出前講座に「子どもといっしょにあそぼう」、「子育てについて」及び「元気づくり課事業の紹介」があり、要望があれば出向いている。また、行政出前講座のメニューに無くても、熱中症対策など、健康や子育てに関する講座依頼があれば出向いて柔軟に対応している。 | 課事業を掲載した市広報やHPを通じて、講座に興味を持ってもらう必要がある。また、提供できる講座の周知を図る必要がある。 | ・より多くの市民に見てもらえるよう、他市町の紙面及びホームページの研究を行い、記事の内容の充実に努める。 ・民生委員・児童委員など、地域福祉推進を担う人を通じて、自治会へ周知する。 ・講座を固定化せず、各自治会の状況に応じた内容にする。 |

| | | |
|--------|-------|--------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (2) | 情報の一元化と共有の推進 |
| 取組の方向 | ② | 広報活動の活性化 |
| 取組の方向性 | (イ) ⑳ | 自治会へ定期的な福祉関連情報の提供を行う。 |
| 公助 | (f) | 福祉関係情報を収集、整理しわかりやすく発信する。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|--------------|--|--|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 1 未着手 | 障がい者分野及び生活困窮分野について、自治会へ定期的な情報提供は行っていない。 | 情報は多岐に渡り、また、対象者が細かく限定される情報もある。 | ただ提供するだけではなく、自治会に必要な情報を取捨選択し、分かり易く提供する必要がある。 |
| 保育児童課 | 1 未着手 | 児童手当など諸手当の制度、その他児童福祉、母子福祉全般については、広報だざいふ、ホームページや出前講座などの手段を使って市民へ情報提供を行ったが、自治会に対して定期的な情報提供の場は設けていない。 | 子育て世帯に向け的確に情報提供する必要がある。 | 出前講座を見直すなど、情報提供の手段や方法を検討する。 |
| 介護保険課 | 4 実施中(順調) | 毎年度高齢者生活状況表(高齢者名簿)を作成し、申請自治会に対して交付している。独居高齢者、高齢者のみ世帯等の情報をもとに、自治会内で見守り・支援が必要な高齢者の早期発見につなげもらっている。また、要請により行政出前講座等で地域の公民館等に出向く際はすこやかガイド、地域包括支援センターのパンフレット等を用いて、在宅福祉サービスや地域包括支援センターについて分かりやすいように説明している。 | 高齢者名簿はあくまでも住民票をもとに作成しているため、実際の居住体系と異なる世帯も多い。(住民票を移動していない、世帯分離をしている等) | 高齢者名簿は民生委員に対しても交付しており、実質的な状況把握や見守りも民生委員を中心に行われ、その情報を本人の許可を得たうえで自治会長と共有している自治会が多い。 |
| 人権政策課 | 4 実施中(順調) | 自治会に対して、人権全般についての啓発運動を進めており、27年度は第3層である全自治会の会長研修の場で講演会を開催した。 | 啓発圏域を広げる。 | H28年度は4層である校区自治協議会の役員会でプレゼンテーションを行う予定にしている。また、5層である中学校区で、自治会、保護者、地域に向けての啓発を行う。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中(順調) | 健康地域づくりのために積極的に保健活動を進めると共に、地域住民と行政とのパイプ役を担う健康推進員を通じて、自治会に対して情報提供を行っている。 | 健康推進員を通じて、元気づくり課から提供できる講座の内容などを自治会へ周知していく必要がある。 | 健康推進員全体会の中で、公民館学習会を啓発し、提供できる講師などを周知する。 |

◇◇重要項目の達成度◇◇

| | | | |
|-----------------|-------------------------|---|--|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり | |
| 施策の柱 | (3) | 小地域での見守りネットワークづくり | |
| 取組の方向 | ① | 日常的な見守り体制の整備 | |
| 取組の方向性 | (ア) ㉑ | 1人暮らしの高齢者や障がい者、その他見守りが必要な住民の見守りデータベースを本人の同意を得たうえで構築する。また、データベースを民生委員・児童委員などの定期的な訪問で得られた最新の情報に随時更新し、本人の状況や支援者等の緊急連絡先の把握に努める。 | |
| 公助 | (g) (h) | 見守りデータベースの整備を行う。 太宰府市個人情報保護条例に基づく個人情報取扱いの周知徹底を行う。 | |
| 進捗管理を行う 重要項目 | (F) | 見守りデータベースの整備 | |
| | 平成28年度末 までの目標・ 成果 | 整備 | |

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための 取り組み方針 |
|--------|---------------|--|--|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 1 未着手 | 地域福祉計画の策定課として、要支援者の関連課が共通で構築する見守りデータベースの整備を実施していない。 | 個人情報保護が課題となる。 | 下記の状況から構築は難しい。 ・業務の中で得た個人情報を他課または外部に提供する場合は本人の同意が必要だが、要支援者の福祉情報は相談内容を含めて多岐に渡るため同意を得られた部分の限定が難しく、また、例えば高齢者や障がい者は第三者や事業所など本人同意が得られない情報も多い。 ・本人同意が得られない場合は法令等の規定に基づいて提供するが、課ごとに根拠としている法令等が他課または外部への公開を認めている必要があり、また要支援者の福祉情報は多岐に渡っているため、例えば相談内容のどの部分を公開するかなどの限定が難しい。 ・市の機関以外に提供する場合は、提供を受けるものに対し、利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、またはその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならないが、保護の徹底について不安がある。 |
| | 4 実施中 (順調) | 障がい者分野について、障がい福祉システムを活用して相談内容を記録し蓄積している。 | 障がい者については、一生に渡って関わることが多いため、継続した支援が可能となる情報蓄積が必要である。 | 引き続き、記録の蓄積を行う。 |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 在宅福祉サービスとして、一人暮らしの高齢者等に対して、緊急通報装置給付事業、配食サービスを実施して安否確認を含めたサービスを展開しており、利用者名簿を構築している。また、地域の高齢者見守りに役立てもらうため、高齢者生活状況表(高齢者名簿)を民生委員・児童委員、申請自治会長に交付している。安否確認を含めたサービスの対象者に変化等あった場合は、緊急連絡先、地域包括支援センター、民生委員等と連携・情報共有を行い、対象者の状態に応じたサービスが適切な時期に提供できるよう状況把握に努めている。 | 緊急通報装置給付事業においては機器が現状に沿っておらず、配食サービスについては福祉ニーズに応じたメニューとなっていない。 | 緊急通報装置給付事業においては人感センサー等への見直し検討、配食サービスにおいてはミキサー食や減塩食等への見直し検討を行う。 |
| 元気づくり課 | 4 実施中 (順調) | 健康管理システムを活用して相談内容等を記録しており、関係課より情報提供の依頼があった場合は、本人了承の上、情報提供を行っている。 | 年間を通して、情報の一元化や他課に渡って情報提供の継続が必要なケースが発生している。 | 本人の同意を得たうえでの、他課情報提供を継続する。 |

◇◇重要項目の達成度◇◇

| | | |
|-----------------|--------------------------------|---|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (4) | 日常生活を支援するしくみづくり |
| 取組の方向 | ① | 日常生活支援サービスの検討 |
| 取組の方向性 | (ア) ㉔ | 交通手段がない高齢者の日常生活に必要な買い物や通院等をサポートするために、市のコミュニティバスのルート及び停留所の見直しや空白地帯の解消のための新たな公共交通について地域公共交通会議で検討する。 |
| 公助 | (i) | 地域にあった公共交通機関を整備する。 |
| 進捗管理を行う 重要項目 | (G) 平成28年度末 までの目標・ 成果 | 買い物等外出困難者の解消 買い物困難地区における支援サービスのカバー率 80% |

| | |
|-----|---|
| 評価日 | 第三次太宰府市地域福祉計画策定に伴う市民アンケート (平成28年7月25日締切) |
|-----|---|

買い物困難地区に限定しないアンケートについて、住んでいる場所が買い物に不便だと思う市民の割合は34.2%(そう思う15.7%、ややそう思う18.5%)であり、買い物困難地区においてはさらに高いと考えられることから、目標である80%のカバー率には達していない。

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|--------|---------------|---|--|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 地域づくり課 | 4 実施中 (順調) | <p>下記の交通手段について、日々、市民の要望に応えながら、路線やダイヤの検討を行い、大幅な改正については地域公共交通会議に諮っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まほろば号 平成10年4月よりコミュニティバス「まほろば号」の運行を開始した。 ○地域サポートカー「まほろば号」 区自治会からの要望もあり、公共交通の空白地域の解消に向け、従来のバスでは入りにくい地域に地域サポートカーを開通させた。平成23年2月より湯の谷地域線を、平成24年7月より連歌屋地域線を開通させた。便数は「湯の谷地域線」が月・水・金の週3日運行で1日11便、「連歌屋地域線」が火・木・土の週3日で1日8便が運行している。 ○買い物サポートカー 交通手段がない方への買い物をサポートする目的として、買い物サポートカー「マミーズ・まほろば号」を平成20年11月より株式会社マミーズが運行しており、その補助を行った。月・水・金の週3日運行で1日8便が運行している。 | 「まほろば号」の乗車人数増加を目指す。また、限られた予算内で、新規路線の開拓や、便数を増やすなど市民の多様なニーズに応えていく。 | 「まほろば号」乗車促進のための広報活動や、日々の乗車人数を把握した上で、効率的な運行方法やダイヤ等の見直しを図っていく。 |

◇◇重要項目の達成度◇◇

| | | |
|-----------------|-------------------------|--|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (4) | 日常生活を支援するしくみづくり |
| 取組の方向 | ① | 日常生活支援サービスの検討 |
| 取組の方向性 | (イ) ②③ | 民間やNPO法人等を活用した家事支援、買い物バスの運行、移動スーパー、商品の配達サービスなどを充実させ支援する。 |
| 公助 | (i) | 地域にあった公共交通機関を整備する。 |
| 進捗管理を行う 重要項目 | (G) | 買い物等外出困難者の解消 |
| | 平成28年度末 までの目標・ 成果 | 買い物困難地区における支援サービスのカバー率 80% |

評価日 第三次太宰府市地域福祉計画策定に伴う市民アンケート
(平成28年7月25日締切)

買い物困難地区に限定しないアンケートについて、住んでいる場所が買い物に不便だと思う市民の割合は34.2%(そう思う15.7%、ややそう思う18.5%)であり、買い物困難地区においてはさらに高いと考えられることから、目標である80%のカバー率には達していない。

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-------|--------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 2 準備中 | 障がい者分野について、個々の障がいに応じた支援を障がい福祉サービスとして行っている。 | 公的な障がい福祉サービス以外の支援の充実について考えていく必要がある。 | どのような支援を必要としているのか、どのような支援の方法や手段があるのか、検討し具体化していく。 |
| 介護保険課 | 2 準備中 | 平成23年度に県の高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用して、NPO法人が高齢者の買い物支援事業を行ったが、その後、その活動規模は年々減少している。 | 左記のNPO法人については、法人としての活動自体が縮小しているようであり、今後、多くを望むことは不可能と思われる。 | 今後の成長市場と言われる高齢者福祉サービス業界における民間やNPO法人等の動向を見据えながら、地域にあった買い物等移動支援方法の検討を慎重に行い整備する。 |

| | | |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (4) | 日常生活を支援するしくみづくり |
| 取組の方向 | ② | 成年後見制度等の活用 |
| 取組の方向性 | (ア) ②④ | 成年後見制度についてわかりやすく市民に広報し、利用の促進に努める。 |
| 公助 | (j) | 成年後見人制度の広報や成年後見人の養成、紹介を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-------|---------------|--|---|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | <p>地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、成年後見制度の広報と、利用の促進に努めた。社協の主な活動は下記のとおりである。</p> <p>①地域から依頼があった場合に弁護士とともに地域公民館などに出向いて、成年後見制度の説明を行う「ほのぼの塾」を実施したが、内容の難しさからか毎年度依頼が少なく、平成27年度は未実施である。</p> <p>②成年後見制度への理解を深めてもらうために成年後見制度普及講座を開催しているが、社協での開催であり、地域公民館などで行う上記①に移行する方針があるため、平成27年度は未計画である。</p> <p>③地域住民に密着した総合相談事業を充実させており、その一環として、市の介護保険課と共に、弁護士に成年後見制度について無料相談できる「あんしん相談」を実施した。</p> <p>また、平成27年度法人後見件数は、保佐人1件、後見人1件(27年12月に終了)、任意後見契約1件である。なお、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活を支援する「ほのぼのサービス」にも注力した。</p> | <p>①について実施件数が少ない。 ③について市民に定着している。</p> | <p>①について、「取り組み内容」にある②と内容が重複しているため、①への移行に向けて内容を整理し、また、内容が難しいため見直す。さらに、地域公民館などを利用するため自治会との調整を行う。 ③について、専門職による相談として今後も積極的に推進していく。</p> |
| 介護保険課 | 4 実施中 (順調) | 常時パンフレットを設置しており、また、在宅高齢者福祉サービスを紹介しているすこやかガイドにおいて、成年後見制度についてのページを掲載した。社会福祉協議会と共に実施している、成年後見制度について弁護士に無料で相談できる(あんしん相談)体制を整えており、広報及びすこやかガイドにて市民へ周知した。 | 高齢者数や精神疾患についての相談件数も増加傾向であり、今後も増加すると考えられるため、更なる周知活動が必要である。 | パンフレット配布や広報の他、社会福祉協議会と協議し、今後の周知活動の検討を行う。 |

○

| | | |
|--------|-------|----------------------------|
| 計画の目標 | 目標2 | 自立した生活を支援するしくみづくり |
| 施策の柱 | (4) | 日常生活を支援するしくみづくり |
| 取組の方向 | ② | 成年後見制度等の活用 |
| 取組の方向性 | (イ) ⑤ | 成年後見人の養成、登録を支援する。 |
| 公助 | (j) | 成年後見人制度の広報や成年後見人の養成、紹介を行う。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-----|---------------|--|---|--|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 4 実施中 (順調) | <p>地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、成年後見人の養成及び登録支援に努めた。社協の主な活動は下記のとおりである。</p> <p>①養成支援の一環として、地域から依頼があった場合に弁護士とともに地域公民館などに向いて、成年後見制度の説明を行う「ほのぼの塾」を実施したが、内容の難しさからか毎年度依頼が少なく、平成27年度は未実施である。</p> <p>②養成支援の一環として、成年後見制度への理解を深めてもらうために成年後見制度普及講座を開催しているが、社協での開催であり、地域公民館などで行う上記①に移行する方針があるため、平成27年度は未計画である。</p> <p>③登録支援の一環として、市の介護保険課と共に、弁護士に成年後見制度について無料相談できる「あんしん相談」を実施した。</p> <p>また、平成27年度法人後見件数は、保佐人1件、後見人1件(27年12月に終了)、任意後見契約1件である。なお、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活を支援する「ほのぼのサービス」にも注力した。</p> | <p>①について実施件数が少ない。 ③について市民に定着している。</p> | <p>①について、「取り組み内容」にある②と内容が重複しているため、①への移行に向けて内容を整理し、また、内容が難しいため見直す。さらに、地域公民館などを利用するため自治会との調整を行う。 ③について、専門職による相談として今後も積極的に推進していく。</p> |

| | | |
|--------|--------|--|
| 計画の目標 | 目標3 | 安全で安心できるまちづくり |
| 施策の柱 | (1) | 緊急時・災害時の支援ネットワークづくり |
| 取組の方向 | ① | 災害時の要援護者支援体制の構築 |
| 取組の方向性 | (ア) ②⑥ | 平成23年8月に策定された「太宰府市災害時要援護者支援計画」の個別計画として、今後策定予定の「避難支援個別計画」に基づき、市、民生委員・児童委員、自治会、関係機関が連携して、災害時要援護者の把握を行い、避難支援を行う体制を構築する。 |
| 公助 | (イ) | 太宰府市個人情報保護条例に基づく個人情報取扱いの周知徹底を図る。 |

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

| 関連課 | 27年度末_までの取り組み | | 展望または課題 | 課題解決のための取り組み方針 |
|-----|---------------|---|---|---|
| | 達成度 | 取り組み内容 | | |
| 福祉課 | 3実施中 (遅延) | <p>下記の取組を行ったが避難支援を行う体制の構築までには至っていない。</p> <p>① 平成24年度より、災害時要援護者台帳(避難支援を希望する方の名簿)への登録を本人または自治会を経由して受け付け、希望者には避難支援関係者への個人情報提供に同意を得て、また名簿の提供先である自治会と名簿の保管・管理に関する覚書を締結して希望者名簿を提供した。</p> <p>② 平成25年6月の災害対策基本法改正により、災害時要援護者が要配慮者と避難行動要支援者に識別され、災害時要援護者台帳ではなく避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。また地域防災計画に避難行動要支援者の対象要件を定めることとなった。本市では平成27年度に対象要件を見直して避難行動要支援者名簿を作成した。また、災害対策基本法の改正により、個人情報提供に同意していた方に對して再同意が得る必要が生じたため、自治会への名簿提供を一時的に止めており、再同意の取得は平成28年度に予定している。</p> <p>③ ②の名簿作成に並行し、平成26・27年度に2自治会で避難支援個別計画のワークショップを開催し、要支援者の掘り起し、支援者の選定、避難経路の策定及び自治会内での連絡体制を整備した。</p> <p>※②の再同意の取得は平成28年7月に完了した。</p> | <p>災害発生時に、避難行動要支援者を避難所まで誘導する避難支援者が不足している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・支援者として隣組や自主防災組織といった団体での登録を推奨する ・必要に応じ、避難経路や連絡体制を整備するための自治会でのワークショップ開催を支援する。 |